

令和4年5月16日

自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）等にかかる所得区分判定誤りについて

障がい者の自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）等において、受給者の月額上限負担額を決定する際に必要となる所得区分判定に誤りがありました。

原因としては、電算システム会社のプログラムの設定誤りに起因するもので、本市を含め同社のプログラムを使用している自治体においても同様の判定誤りがあることが判明しました。

このような事案が生じたことを深くお詫びいたしますとともに、今後厳正な事務執行を行い、再発防止に取り組んでまいります。

詳細につきましては下記のとおりです。

記

1. 誤りの概要

自立支援医療等は所得区分に応じて自己負担上限額が定められており、その判定は、市町村民税所得割の額により行います。判定に当たっては、「住宅借入金等特別控除」及びふるさと納税等による寄付金に対する「寄付金控除額」の税額控除前の市町村民税所得割額により所得区分を判定すべきところ、税額控除後の市町村民税所得割額により判定しておりました。そのため、当該税額控除の対象となった方について、本来の所得区分による自己負担上限額よりも低い額で自己負担上限額を算定していました。

2. 自立支援医療等の概要

自立支援医療等は、身体障がい者等が機能障害の軽減または改善のための医療を受けた、または同目的のために用具を購入した際に、自己負担分の一部を公費負担にするものです。医療費の自己負担分3割のうち、自己負担上限額との差額を助成します。自己負担上限は、受給者世帯の所得状況により定められています。

3. 誤判定のあった期間

平成28年3月2日から令和4年1月17日までの自立支援医療等申請分

4. 過大給付のあった人数、内容等（本市分）

- (1) 精神通院医療：調査中
 - (2) 更生医療：1人 影響額合計 40,000円
 - (3) 育成医療：該当者なし
 - (4) 補装具：該当者なし
 - (5) 日常生活用具：該当者なし
- (※影響額：本来の自己負担上限額と実際に負担した額の差額)

5. 今後の対応

影響額が確定した後に、過大給付となった受給者に対して丁寧な説明を行い、過大給付額の返還請求を行います。

6. 再発防止策

制度の適正な運用のため事務処理の再確認を行い、再発防止に努めます。

[問い合わせ]
福祉事務所生活福祉課
課長 沼田 芳明
TEL：0220-58-5552（直通）